

小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託（単価契約）仕様書（案）

1 目的

被保険者が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康で質の高い幸せな生活を送るための健康づくりへのチャレンジを支援する事業を実施することで、被保険者の健康増進を促進し、もって医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 事業内容

スマートフォンアプリ又は活動量計等を使つてのウォーキングや特定健診・健康相談等の健康づくりに資する取り組みへの参加によりポイントを付与し、貯まったポイントは事業終了時に景品等と交換する事業を実施する。

3 契約期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

4 委託内容

(1) 対象者の特定

委託者は、20歳以上の被保険者を特定し、受託者に対象者リストを提供する。対象は最大で22,000人程度を予定しているが、実際の発送対象者は提供リストの件数によるものとする。

(2) 事業実施における詳細

- ① 事業は通年実施とし、そのうち5か月間（令和6年9月から令和7年1月を予定）をポイント付与期間とするが、詳細については状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。
- ② 参加者はスマートフォンアプリ又は受託者のシステムと通信可能な歩数等活動量を記録する機器（以下「活動量計等」という。）によって自身の活動量等の測定を行う。その歩数等活動量は、参加者自身で確認できるよう受託者が専用サイトを整備する。
- ③ 参加者のうち、スマートフォンアプリを利用しない方へは、活動量計等を配布する。スマートフォンアプリと活動量計等の参加者はそれぞれ参加者の半数ずつを想定している。
- ④ 関係機関設置用の告知ポスター（100部）を作成し、委託者に納品を行う。また、ポスターは事業内容を分かりやすく記載し、参加を促す内容であるものとし、内容については、市と十分に協議を行い決定すること。
- ⑤ 受託者は、対象者へ送付する告知用チラシの作成・発送を行う。告知用チラシは原則、A3版両面印刷1枚とし、参加申込書も兼ねる仕様とする。また、参加申し

込み用返送はがきに貼り付けるための個人情報保護シールも同封すること。なお、通知物は事業内容等を分かりやすく記載を行い、参加を促す内容であるものとし、内容については、市と十分に協議を行い決定する。また、委託単価額には、各種通知物・封筒等の作成費、デザイン費、封入・封緘代、郵便代（返送郵便代も含む）等の関連費用一式を含んだものとする。

- ⑥ 参加申込書の返送先は受託者とし、参加者について初年度は400人上限とする。返送された参加申込書は受託者が集計を行い、委託者に結果を報告する。なお、参加希望者が400名を超えた場合には、受託者による抽選によって参加者の決定を行うこととする。
- ⑦ 決定した参加者については当選通知及び参加者用手引きを送付するとともに落選した者については落選した旨通知する。委託単価額には、各種通知物・封筒等の作成費、デザイン費、封入・封緘代、郵便代等の関連費用一式を含んだものとする。なお、落選した者への通知は、メールによる通知も可とする。
- ⑧ ポイント付与期間前に測定会を兼ねた事業説明会（25人/回、1日4回迄）を実施する。なお、会場は委託者が指定する小金井市関連施設とするが、事前準備を含め受託者単独において実施するものとする。なお、委託単価額にはスタッフ派遣費等人件費も含んだものとする。
- ⑨ 事業期間中に健康に役立つ対面型セミナー（食事改善等の座学セミナー・効果的な運動方法の指導等の運動セミナー等の内容を想定している。最低合計4回）及び動画配信等のオンラインで行う形式の健康に役立つ情報提供等をおこなう健康セミナー（最低3回）を適宜実施する。なお、実施の際は開催通知を事前に送付した上で、対面型セミナーにおいては委託者に対して参加予定者を報告することとする。なお、委託単価額には、セミナー参加に関しての当選・落選等各種通知物・封筒等の作成費、デザイン費、封入・封緘代、郵便代（返送郵便代も含む）等の関連費用一式を含んだものとする。また、会場は委託者が指定する小金井市関連施設とするが、事前準備を含め受託者単独において実施するものとする。なお、委託単価額にはスタッフ派遣費等人件費も含んだものとする。
- ⑩ 参加者全員（400名）に特典（インセンティブ）を与え、そのうち上位者（100名）には別途特典を与える（令和7年2月を予定）。参加特典は健康増進に関連する4,000円相当のものを想定しているが、委託者受託者双方の協議により決定する。なお、特典の申込方法等各種案内の発送、結果集計及び特典発送においても受託者単独で行うこととし、委託単価額には、特典（景品）代・特典調達費用・各種通知物・封筒等の作成費、デザイン費、封入・封緘代、郵便代（返送郵便代も含む）等の関連費用一式を含んだものとする。
- ⑪ 事業実施前後にアンケートを実施し、参加者の意見等の集約を行う。アンケートの項目等詳細については委託者受託者双方の協議により決定する。

⑫ 事業終了後に事業の評価を行ったうえで、アンケートの結果とともに受託者へ報告書を提出（令和7年3月を予定）する。

(3) コールセンターの設置

対象者及び参加者からの問い合わせに十分対応できるコールセンターを設置する。問い合わせ対応は、原則、土日祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとするが、状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。

(4) 参加者が自身の活動結果の送信と身体的状況を測定できるブースの設置

活動量計の送信のみ：3か所、活動量計の送信と身体的状況を測定できるブースが一体となったもの：3か所、合計で市内6か所の設置を予定している。各種機器のリース料・運営保守費用及び設置場所の使用料を含む。詳細については状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いは毎月払いとし、実施項目ごとの契約単価と実施件数から算定した金額に消費税を加えた合計額とする。

6 個人情報の取扱い

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便又はそれと同等なセキュリティ体制が取れる方法により受け渡すこと。なお、受託者は、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 その他

(1) 保険者努力支援制度の「個人へのインセンティブの提供の実施」に適応すること。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、委託者受託者双方協議のうえ、別途定める。

(3) 契約解除又は契約期間の終了に伴い、委託業務を引き継ぐ必要がある場合は、次の受託業者が業務の遂行を円滑かつ確実に行えるように、引き継ぎを誠実に行うこと。なお、引継ぎは委託業務の一部であり、受託者の負担において実施すること。

個人情報取扱特記事項

受託者は、小金井市（以下「委託者」という。）との本委託契約による本業務を通じて記録し、取得する個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。（以下「番号法」という。））に定め

るもののほか、本個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を一切他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的で持ち出し、もしくは使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 受託者は、本業務において委託者から引き渡された原票、資料等を委託者の許可なくして複写又は複製してはならない。

(電磁記録媒体に記録する個人情報の取扱い)

第6条 受託者は、本業務に関して電磁記録媒体に個人情報を記録する場合には、あらかじめ委託者にその旨を届出し、承諾を得て次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を電磁記録媒体で持ち出す場合は、電磁記録媒体の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (2) 個人情報を電磁記録媒体で保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 作業場所に、私用物を利用して個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (4) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーション等をインストールしないこと。
- (5) 本業務に関して個人情報を記録した情報を電磁的方法で送信してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は除く。

(適正管理)

第7条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、紛失、毀損及び改ざんその

他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のため、次の各号の定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠もしくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

（個人情報の取扱責任者等）

第8条 受託者は、個人情報を取り扱う取扱責任者及び従事者を特定し、あらかじめ委託者に書面により報告しなければならない。また、取扱責任者及び従事者を変更する場合は、書面により申請し、承認を得なければならない。

（作業場所の特定）

第9条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、委託者に書面により報告しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の庁舎内に作業場所を設置する場合は、取扱責任者及び従事者に対して受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（社員教育）

第10条 受託者は、本業務に従事する者に対し、社員教育等により秘密保持のために必要な措置をとらなければならない。

（誓約書の提出）

第11条 受託者は、別紙誓約書を取扱責任者及び従事者に署名させ委託者に提出すること。

（職員の立入調査等）

第12条 委託者は、個人情報を保護する必要があると認めるときは、委託者の職員を立ち合わせ、業務について調査し、又は受託者に本業務の実施状況の説明及び報告を求めることができる。その場合、受託者は、当該調査等が適正に行えるよう協力し、速やかに本業務の実施状況を説明し、及び報告しなければならない。

- 2 前項による調査等の結果、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して改善を指示することができる。
- 3 受託者は、前項に定める改善の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

ない。

(個人情報の提出)

第13条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報が記録された資料等を委託者の求めに応じて、委託者に提出しなければならない。

(委託の禁止等)

第14条 受託者は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が本委託業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称及び所在地、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15条 受託者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(受渡し)

第16条 受託者は、委託者受託者間の個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(提供資料等の返還及び消去又は廃棄)

第17条 受託者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受託者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、本業務において利用する個人情報に廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(苦情処理)

第18条 受託者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 受託者は、苦情を受けたときは、直ちに委託者に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故報告)

第19条 受託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第20条 委託者は、受託者もしくは再受託者等（以下「受託者等」という。）が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は受託者等の責に帰すべき理由による個人情報の漏えいがあった場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者等は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第21条 受託者等が受託者等の責に帰すべき理由により個人情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(罰則の適用)

第22条 受託者等が、法又は番号法の規定に違反したときは、法又は番号法による罰則規定を適用するものとする。

(疑義についての協議)

第23条 本特記事項の各条項もしくは仕様書等で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき、又は本特記事項もしくは仕様書等に定めのない事項については、

委託者受託者協議の上定める。